

入札心得書

- 1 入札希望者は、公告及び本心得書を熟読のうえ、入札してください。
- 2 現物と公告物件の数量とが符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 3 入札に関し県に提出する書類に押なつする印鑑について
 - (1) 本人については、登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付してください。ただし、複数の書類を同時に提出する場合は、添付する証明書は1通でかまいません。
 - (2) 代理人については、すべての書類に同一の印鑑を用いてください。
- 4 入札者は、公告に定める期日までに、入札参加申込書に誓約書等の必要書類を添えて、担当者に提出してください。
- 5 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状及び代理人の誓約書を担当者に提出してください。
- 6 入札は、県が当日配付する入札書により、封書にして提出してください。なお、その封筒は、糊付けしないでください。
- 7 入札者は、入札前に、入札金額の100分の5以上（円未満切上）の入札保証金（現金又は公告に定める小切手）を納付しなければなりません。
- 8 入札書には、入札者の住所氏名を記入のうえ、必ず登録している印鑑を押してください。また、入札者が代理人であるときは、委任状に押している代理人の印を使用しなければなりません。なお、入札書には、鉛筆その他消散しやすいもので記入しないでください。
- 9 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことができません。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者が入札したとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したとき。

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

 - ① 当該物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの
(注) 「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
 - ② 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 次のいずれかに該当するもの

ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(注) 「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

④ ①から③に掲げるものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(3) 入札者が同一入札に対して2以上の入札をしたとき。

(4) 入札者が他の入札者の代理をして入札したとき。

(5) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。

(6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。

(7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。

(8) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項を確認できないとき。

(9) 入札者の代理権限のない者が入札したとき。

(10) 入札者が入札金額を訂正した入札をしたとき。

(11) 予定価格（最低入札価格）を下回る入札をしたとき。

(12) 入札者が公告又は本心得書の条項に違反したとき。

(13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。

(14) 入札関係提出書に虚偽の記載があったとき。

11 郵便による入札は認めません。

12 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合は、県の指定した者を立会させて開札します。この場合は、異議の申立てはできません。

13 予定価格（最低入札価格）を公表していますので、入札は1回のみとなります。また、最低入札価格を下回る入札は、当然無効となります。

14 入札は、県の予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。

ただし、県の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者が10の(2)に規定する警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。当該排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、当該排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、県の予定価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めません。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

- 15** 入札保証金は、落札者を除き、速やかに保証金を納付したときに発行した入札保証金保管書と引換えに還付します。その際には、200 円の収入印紙が必要です。
落札者の入札保証金は、契約締結後前段に準じて還付します。
なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。
ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。
- 16** 落札者は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条の許可を受け、令和 3 年 2 月 15 日（月）までに、許可証の原本を提出してください。許可証の提出があった後、県が契約を締結する旨の通知をした日から 5 日後の日（土日祝日を除く。）を契約日とします。
また、農地法の許可申請は、落札者が自己の負担で行わなければなりません。
なお、上記の期間内に農地法の許可が得られず、契約が締結できない場合には、落札が無効となり、入札保証金は県に帰属することになります。
- 17** 落札者は、契約の際、契約金額の 10 分の 1（円未満切上）の契約保証金（現金）を納付しなければなりません。
なお、落札者が入札保証金の還付を求めない場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
- 18** 共有での取得を希望される方は、共有名義で入札に参加してください。（落札後の変更は原則として認められません。）
- 19** 本心得書に定めない事項は、すべて愛媛県会計規則の定めるところによって処理します。